

浜松市保育料の寡婦（夫）控除みなし適用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号。以下「細則」という。）第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条並びに第13条各項に規定する利用者負担額並びに細則附則第2項に規定する徴収金（以下「保育料」という。）の算定にあたって、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により市町村民税額を算定（以下「みなし寡婦（夫）控除」という。）することに関し、必要な事項を定める。

（保育料のみなし寡婦（夫）控除の申請）

第2条 保育料のみなし寡婦（夫）控除を受けようとする者は、保育料みなし寡婦（夫）控除申請書（第1号様式）に戸籍謄本を添付して市長に提出しなければならない。

（保育料のみなし寡婦（夫）控除の申請の可否の決定）

第3条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、申請の内容を実態調査等により審査し、保育料のみなし寡婦（夫）控除の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、保育料みなし寡婦（夫）控除決定通知書（第2号様式）又は保育料みなし寡婦（夫）控除却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（保育料のみなし寡婦（夫）控除の申請の却下）

第4条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、第2条の申請を却下することができる。

(1) 第2条に規定する添付書類を市長が指定する期日までに提出しない場合

(2) 前条第1項に規定する実態調査等に応じない場合

（保育料のみなし寡婦（夫）控除の取消し）

第5条 市長は、保育料のみなし寡婦（夫）控除を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、保育料のみなし寡婦（夫）控除の決定を取り消し、当該控除の適用前と適用後の差額の保育料の全部又は一部を追徴することができる。

(1) 保育料みなし寡婦（夫）控除申請書（第1号様式）に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為によってみなし寡婦（夫）控除を受けていることが判明した場合

(2) みなし寡婦（夫）控除の理由が消滅し、当該控除を受ける理由がなくなった場合

2 市長は、前項の規定によりみなし寡婦（夫）控除を取り消したときは、保育料みなし

寡婦（夫）控除取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者
氏名

保育料みなし寡婦(夫)控除申請書

次のとおり保育料のみなし寡婦(夫)控除を受けたいので申請します。

記

入園児童	住所		
	氏名		申請者から みた続柄
入園施設名			
保育料	月額	円	
申請期間	年度 月分から	年度 月分まで	
備考			

戸籍謄本を添付してください

第2号様式

年 月 日

様

浜松市長

保育料みなし寡婦（夫）控除決定通知書

保育料のみなし寡婦（夫）控除について次のとおり決定しましたので、通知いたします。

住 所	
児童氏名等	年 月 日生
保護者氏名	
入園施設名	
申 請 日	年 月 日
控除適用前保育料	月額 円（階層 ・ 額）
控除適用後保育料	月額 円（階層 ・ 額）
適用期間	年度 月分から 年度 月分まで
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>

第3号様式

年 月 日

様

浜松市長

保育料みなし寡婦(夫)控除却下通知書

申請のありました保育料のみなし寡婦(夫)控除について次のとおり却下しましたので、
通知いたします。

住 所	
児童氏名等	年 月 日生
保護者氏名	
入園施設名	
申 請 日	年 月 日
申請期間	年度 月分 から 年度 月分まで
却下理由	
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>

第4号様式

年 月 日

様

浜松市長

保育料みなし寡婦(夫)控除取消通知書

保育料のみなし寡婦(夫)控除について次のとおり取消しましたので、通知いたします。

住 所	
児童氏名等	年 月 日生
保護者氏名	
入園施設名	
控除決定日	年 月 日
控除取消前保育料	月額 円 (階層 ・)
控除取消後保育料	月額 円 (階層 ・)
控除取消期間	年度 月分 から 年度 月分まで
控除取消理由	
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>